

議員全員協議会

日 時	平成31年 3月12日（火） 開会中	16時25分 開会 16時55分 閉会
場 所	相良庁舎 4階 大会議室	
出席議員	議長 16番 太田佳晴 副議長 15番 鈴木千津子	
	1番 鈴木長馬	2番 濱崎一輝 3番 原口康之
	4番 吉田富士雄	5番 平口朋彦 6番 藤野 守
	7番 大井俊彦	8番 名波喜久 9番 植田博巳
	10番 村田博英	11番 良知義廣 12番 澤田隆弘
	13番 中野康子	14番 大石和央
欠席議員		
事 務 局	局長 植田 勝 次長 前田 里芳 書記 大塚康裕 書記 北原 大輔	
説 明 員	市長、副市長、教育長、建設理事、政策理事、総務部長、政策監	
	企画政策部長、防災監、防災課長	
傍 聴		

署名 _____ 議長

[午後 4時25分 開会]

開会の宣告

○議長（太田佳晴君）

それでは、連合審査会でお疲れのところ、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは、ただいまより議員全員協議会を開催します。

2 市長報告

○議長（太田佳晴君）

きょうは市長報告ということだけで、その案件だけだったんですけれども、市長のほうから緊急の報告ということで報告があります。よろしくをお願いします。

○市長（杉本基久雄君）

それでは、ただいま議長からお話ございましたように、本日は連合審査の終了後、臨時の議員全員協議会を開催いただきまして、感謝を申し上げる次第でございます。

本日の案件でございますが、お手元にお配りをさせていただいてありますが、原子力災害時における避難行動要支援者の安全確保に関する協定の締結についてということでございます。

原子力災害の発生時または原子力災害が発生するおそれのある場合において、避難行動要支援者の安全確保に関して、御前崎市、牧之原市及び中部電力の3者で相互に連携、協力を図ることを目的に協定を、平成31年3月13日、あしたですけれども、協定を締結することとなりました。

市は、市民の生命、身体が万が一の原子力災害から保護する責務があるということでございます。特に、避難行動要支援者の安全確保は、最優先の課題であると認識しているところでございます。PAZの避難行動要支援者の安全確保については、迅速な避難準備と速やかな避難支援が必要となることから、3者が連携して相互に協力していくこととなったわけでございます。

今回の協定締結は、策定した避難計画の具体化、充実化につながるものと期待しているところでございます。

詳細につきましては、防災課長より説明をさせますが、なお本日、議会の皆様に明日の協定締結という中で、前日であります本日の情報提供となりましたことにつきましては、今回の協定につきましては、先ほどもお話をさせてもらったとおり、中部電力、御前崎市、牧之原市の3者の協定ということもございまして、情報の共有に差異があってはならないというようなことから、御前崎市と我々牧之原市と日程を調整いたしまして、双方とも本日議会に情報提供するということになりましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

では、私からは以上でございます。

○議長（太田佳晴君）

防災課長。

○防災課長（桑田浩之君）

お手元の資料に基づいて少し説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

めくっていただきまして、右肩に報道解禁日時ということで、3月13日水曜日14時ということで赤く括弧が書いてあるものでございますけれども、プレスリリース用のものになりますけれども、こちらのほうに基づきまして、少し説明をさせていただきたいと思います。

まず、こちらの協定につきましては災害時の支援に関する協定になります。そして、市民の安心安全ということの図るための協定ということでご理解をいただきたいと思います。

原子力災害時または原子力災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の皆さんの安全を確保するという事は非常に、市としても重要な責務となっておりますので、この責務を果たすために事業者であります中部電力にも協力をさせていただくということは当然のことでございますので、それを中部電力とともに、御前崎市とともに協力を得ながら、相互に連携をして避難行動要支援者の安全の確保を図っていききたいということで、協定を結ぶものでございます。

目的としてはそういう形になります。

内容としまして、避難手段の確保や避難体制などの事前対策に関する連携、協力。そして、（2）としまして災害発生時の情報連絡や避難支援などに関する連携、協力。（3）としまして、定期的な連携訓練、そして情報交換の実施ということになります。

4としまして、締結日・発効日ということになりますけれども、明日になりますけれども、2019年3月13日ということで協定のほうを結ばせていただきたいということになります。

内容につきまして、別紙のパワーポイントをツアーアップしたものになりますけれども、こちらのほうで少し説明をさせていただきたいと思います。

協定の概要ということで、2ページ目のほうに書いてありますのは、今言った内容になりますけれども、協定名、目的、内容とともに締結日ということになります。

そして、めくっていただきまして3ページには協定の範囲ということで書いてございます。原子力災害発生時もしくはおそれがあるときに一番やはり、PAZ内の皆さんは即時避難ということもありますので、迅速な避難準備と速やかな避難支援が必要になってきます。そのPAZ圏内をまず中心に、避難行動要支援者の安全確保のためのということになっております。ですので、PAZの範囲はもちろんのこと、放射線防護施設等の施設を行う区域が国のほうで定められておりますけれども、10キロ圏内ということになっておりますので、一応10キロ圏内区域を追加させていただいて、今回協定の範囲という形で定めさせていただいてございます。

4ページ目のほうになりますけれども、平常時の対策、そして5ページのほうに災害時の対策ということで書いてございます。

先ほど言ったように、PAZ内の避難行動要支援者の支援を行うためには非常に必要になってくる搬送手段とか搬送の体制ですね、そういったものが必要になってくるということで、平常時から搬送するための福祉車両等、避難手段の確保を事業者として準備をさせていただくということ。そして、災害時の連絡体制とか、速やかな避難体制をとれる、そういった体制を日ごろから連携

をして構築をしていくということでございます。

災害時になったときには、その準備をしておいていただいた福祉車両等を活用して、速やかに避難をするということでございます。なおかつ、その運転手の確保、そして避難支援者の確保ということで、事業者として責務としてやっていただくということで連携、協力をするということでございます。

御前崎市さんについては、各々御前崎市と牧之原市では、それぞれの市域で避難する形になります。その市域で避難をする形の中で、支障のない範囲でお互いに連携をして相互の協力をするということで協定を結ぶものでございます。

そして、定期的な訓練、そして情報交換をしっかりと、いざという時、有事のときに避難行動要支援者がしっかりと搬送して安全確保がとれるようにということで、協定のほうを結ぶものでございます。

説明としては以上でございます。

○議長（太田佳晴君）

説明のほうは終わりました。ただいまの件について質問は。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

ちょっと済みません。まず最初にかなりいちゃもんレベルの話になって申しわけないんですけど、あくまでも協定というのは文書だと思うんですよ。お互い署名をする文書だと思うんですね。

この別紙につけていただいたパワーポイントは、あくまでもイメージだということで、我々が把握するためだけにつくってくださったのかなとは思いますが、この協定自体が原子力災害または原子力災害が発生するおそれがある場合における協定なんですよ。それなのにもかかわらず、ここに、4ページですかね、平常時って書いてあるんですよ。平常時から原子力災害が起こるおそれがあるというふうに、逆に暗に言っちゃうことになるんですよ。あると言えばあるのかもしれないですけど。平常時と書いてあって、原子力災害のおそれがあるというの、ちょっとどうなのかなと思うのが一つ。

あともう一つ、この図自体に矢印が書いてないんですよ。そうすると、牧之原市と中部電力、御前崎市さんでもいいんですけど、福祉車両の避難手段の確保って、今口頭では事業者がという話はされたんですが、これをぱっと見たら、恐らく皆さんこれは、自治体も負担するのかな、応分の負担をして福祉車両を確保するのかなと思っちゃうんですよ。

きょう、この時点だけで使う資料だったらいいんですが、今後よそで使うんだったら、この辺矢印とか、また表記をちょっと変えないことにはひょっとして牧之原市がお金出して福祉車両とか避難手段確保、これから予算つけていくんだというふうに思われるのかなと思うんですけど、その辺どうですかね。

○議長（太田佳晴君）

防災課長。

○防災課長（桑田浩之君）

平常時と災害時のこのパワーポイント、4ページと5ページの差につきましては、もう災害時ということで行われるものを平時から準備をしていくということをご理解をいただきたいと思います。

福祉車両等の避難手段の確保ということで矢印がついていないということで、市のほうの応分の負担があるのかということのご質問ですけれども、当然応分の負担はないということで、事業者のほうでやっていただくと、これが責務だと思っております。

以上でございます。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

応分の負担がないというのは、先ほどの説明でもよくわかったんですが、今後逆に、この市民皆さんがこのパワーポイントを見る可能性があるのであれば、矢印とか表記を変えたほうがいいんじゃないですかというお話をさせてもらっただけで、きょうこれ以降は、これを市民の皆さんが見ないのであれば、今の口頭説明だけで十分いいです。そこを今確認したんですけど。

○議長（太田佳晴君）

防災監。

○防災監（近藤恒史君）

あした以降、プレスリリースされるものがございますので、これ、一応3者でもって練ったものですから、ちょっとうちの一存では変えられないところをご理解いただくのと、そもそも避難させる直接の責任は市が持っていますので、それを、そこに対して電力事業者が協力するならば、それを考えれば電力事業者のほうで提供するというのは、おのずと読めるのかなという部分もございますので、そういったところをご理解いただければありがたいと存じるところでございます。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

そういったところを、口頭で補足をきっちり言っていただいで、もちろんプレスリリースの向こう側には市民の皆さんがそれを見聞きして理解するということがあるので、その辺は伝言ゲームで齟齬がないようお願いしたいと思います。

○議長（太田佳晴君）

よろしいですか。

大井議員。

○7番（大井俊彦君）

この文書の表現なんですけれども、最初の案というページで、まず目的のところなんですけれ

ども、第1行目なんですけれども、中部電力が、原子力災害または原子力災害が発生するおそれがある場合って、ちょっとおかしくないですか。例えばですよ、原子力災害時または原子力災害が発生するおそれがある場合ならわかるんですけれども、原子力災害または原子力災害が発生するおそれがある場合という表現が何かだぶっていておかしいような気がします。

多分、これは原子力災害時と原子力災害が発生するおそれがある場合のことを言っていると思うんですけれども、もしそうであるならば、一番最初の前段のところの見出しは、原子力災害事時におけるということ特定しているんですよ。この協定を締結しました中には、発生するおそれがある場合のことを言っていないんですよ。その辺はどうなんでしょうかね。

○議長（太田佳晴君）

防災監。

○防災監（近藤恒史君）

まず、ここの目的のところの原子力災害または原子力災害が発生するおそれがある場合という言い方をしていますけれども、これ、場合がこの原子力災害または災害が発生するおそれがある場合にかかっておりますので、つまりこれを分けて言えば、原子力災害の場合は、または原子力災害が発生するおそれがある場合というふうに読んでいただければよろしいかと思えます。

次、これはそれぞれ、その二つの場合において要支援者の安全確保に関して相互に連携協力を図ることを目的としておりますので、この目的を達成するために、それぞれ平時から準備をしていくという手段は、それ当然、平時から手段が講じられていくということございまして、それに基づいてそういった平時の対策、そして実際に発生時の対策という形で行われていくということになるわけでございます。

もしかして、5ページにおいて、災害発生時としか書いてないからというご指摘でしょうか。

○議長（太田佳晴君）

大井議員。

○7番（大井俊彦君）

この、防災監が言ったように言えばわかるんですけど、このページの表現が、災害時と災害時じゃない場合においてということの目的で表現をしたいと思うんですけれども、この表現だと、原子力災害または原子力災害が発生するおそれがある場合という表現にしちゃうと、だぶっている、原子力災害が発生するおそれがある場合と、そうじゃない場合という表現じゃなくなっちゃう場合がとられがちなんですよ、この表現だと。

それで、目的としては原子力災害時においても原子力災害時が発生するおそれがある場合においてもという表現をしていると思うんですけれども、それをあえて見出しの中では原子力災害時というふうに特定をしちゃっているものですから、その辺がちょっと変にとられがちじゃないですかということを行っているんですよ。

○議長（太田佳晴君）

防災監。

○防災監（近藤恒史君）

その点は、それぞれの3者の協議の中でそのような形になりましたので、そこは目的をまずごらんになっていただいて、その本質を理解していただければと思っております。

○議長（太田佳晴君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

3者でこの原案つくったものですからということですが、こういった議会の場で、先ほどの平口議員あるいは大井議員からこういったご意見があったということに関しては、両者にこういった意見があった、どうするかということについては、私のほうから、こうしたほうがいいんじゃないかご提案はさせていただきたいと思っております。変えるか、変えられないかは3者なものですから申しわけございませんが。

○議長（太田佳晴君）

村田議員。

○10番（村田博英君）

ちょっと疑問点。これ、要支援者だけにしたというのは、何か特別にあったんですか。ちょっと見ますと、PAZだけですよね。これ、ぱっと見たときに、10キロ圏内だけかというのと、それから要支援者だけかというのが、ちょっと気になるんですよ。

それと、その理由がこういうことだよということであれば、それとちょっと私が御前崎市、牧之原市、中部電力とこの3者の提携というのは、何となく原発の当事者と、事故起こさないでくれよみたいな、まずは。そことやるのかなという、何となくこれはあれです。いいのかなと思ってしました。

まず、要支援者だけというのは何か。

○議長（太田佳晴君）

防災課長。

○防災課長（桑田浩之君）

PAZの皆さんについては、緊急時の対応のときですね。まず、全面緊急事態になったときに、原子力発電所が緊急事態になったときに、PAZの皆さんは即時避難になります。そうすると、基本的にはPAZから広域避難ということで避難をしていただく形になります。ただ、要支援者の方で健康リスクがある方は、動かしただけによって命がなくなったということの事例もございます。そういったことで、うちのほうも放射線防護施設等も整備をしているというのが、そういう理由でございますので、そういった形で避難行動要支援者に絞ったのは、そういう理由でございます。一般の方については即時避難ということで避難していただく。そうでない、避難することによって健康リスクのある方については、放射線防護施設等に一回行っていただく。放射線防護施設等に1回行っていただく、そういう避難手段というか避難の確保についてというのも、これに入っておりますので、そういった意味で要配慮者ということで理解していただけたと思いま

す。

○議長（太田佳晴君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

二つあったかと思うので、なぜ3者かというようなお話ございました。P A Zの圏内の要配慮者の安全確保には迅速な準備、そして速やかな避難の支援が必要となることから、地元の御前崎市、牧之原市、このP A Z圏内、同等の扱いで中部電力が事業者としての責務を果たすという観点から、3者で協定を結ぶべきだろうということで協議をさせていただいたところでございます。

○議長（太田佳晴君）

ほかにありますか。

良知識議員。

○11番（良知義廣君）

そもそも、そもそも論になりますけれども、P A Zの10キロ圏内で原子力災害が発生をしたと。例えば、東日本大震災のときの福島第一原発の事故そのものが、追っかけてこっち発生した、それ以上のものが発生したといった場合に、健常者はすぐ避難。要援護者、支援者もいると思うんですけども、その方々をどういうふうに原子力防護施設へ搬送するかというのが一つ。動きがとれない人もいるから。

そうした場合に、本当にやれるの。まずは。そこか出発しないと、なかなかこの問題、単に協定という問題ではなかろうと私は、そもそも論で思うんですけど、いかがですか。

○議長（太田佳晴君）

防災監。

○防災監（近藤恒史君）

良知識議員のご指摘のとおり、東日本大震災のときは、地震発生から24時間程度の間でそういった水素爆発が起きたということがございました。そして、直ちに20キロ圏内の避難を指示が出されて、その結果何の準備もなされない状態で避難を余儀なくされた結果、多くの要配慮者が命を落としたという教訓に鑑みまして、やはりまずそういったことを起こしてはいけないということがまず基本にございます。

そのためには、さまざまな手段、搬送手段を整えていく必要があるということで、まず最初のうつわとしては、まず必要な福祉車両とか、またその福祉車両を運行する人間の確保をすること。次いで、さらにこれをどうやって有効に運行してどうするかというところについては、さらなる訓練だとか、平素からの訓練だとか、さまざまな検証だとかそういったものをする必要があると思っていますので、これは実際にやってまいりたいと思っています。

ページの一番最後でございます、下に写真がございまして、これは中電が自分たちで独自に訓練したり教育したりしているものでございますが、他の地域におきましても協定を結んでいるところではこういった訓練をしておりますので、そういったものを積み重ねて、実際、実効性のあ

る避難を準備してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（太田佳晴君）

良知議員。

○11番（良知義廣君）

防災監の言うように、考えているようなストーリーでいけばいいと思いますけれども、要は健常者の方はすぐ避難するんですから、それぞれルートに従って。そうすると、誰がこの要支援者をカバーできるかということになるかと思うんですけれども、福祉車両とかいろんな部分を、運転し、歩けない人をそういったところへ乗せてやる。そこら辺も踏まえて、本当に実効性のある、もうちょっと詰めてくださいよ。

これは、御前崎市も牧之原市も一人や二人の要援護者ならいいんですよ。何十人、例えば何百人いた場合に、じゃあそれをどうやっていくのと。細かくこれ詰めないと、あなた方のポストというのは危機管理が本当に養成をされるというふうに思っていますから、そこら辺はあえてこれ以上言いませんけれども、本当にこれで単純に協定を結んでよかった、よかったというものではないと思いますから、そこら辺をよく考えて詰めていただきたい。

○議長（太田佳晴君）

防災監。

○防災監（近藤恒史君）

現状につきまして、若干補足をさせていただきます。まず、心配なするのは大変ごもつともだと思っております。釈迦に説法かもしれません。現状を申し上げますと、社会福祉協議会を通じまして、災害時の要配慮者につきましては、個別計画というものを現在詰めておりまして、そういったところで必要な人たち、あるいはそういう人たちの避難の支援をどうするべきかということをつくっているところでございますが、現状としては、なかなか支援者が見つからない人もいるのも、これはまた現状でございます。

そういったものを踏まえながら、実際にどうすればいいのかということをしっかり詰めて、おっしゃるとおり詰めていく必要があると思っております。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

それでは私のほうから、一つお願いがございます。きょうの資料の冒頭、頭の右上に報道解禁日時3月13日水曜日14時となっておりますので、報道解禁時までこの情報に関しましては、外部に出さないように徹底をしていただくようお願いをしたいと思います。

あしたの午後2時に3者が同時にプレスリリースをするという運びになっておりますので、ぜ

ひとも、そういうことでご協力をお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

今の報道解禁の件はわかりました。仕事の一つふえてしまうので心苦しいんですが、こういった、徹底した情報管理が必要となる場合は、今後もうこういうふうな記述を全協に流すときには、こういうふうな、委員会でもそうなんですけど、していただけると、時間まで提示していただくと我々もきっちり把握、理解、了承ができるのかなと思いますので、もしあれでしたら、検討いただきたいと思います。

○議長（太田佳晴君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

承知いたしました。十分配慮させていただきます。

○議長（太田佳晴君）

それでは、徹底管理をお願いします。

3 その他

○議長（太田佳晴君）

その他で2件ありますので、議員の方はお待ちください。

もう既に連絡済ですけれども、14日の連合審査会の終了後、13時から榛原病院の徳洲会との指定管理について、先月市長から報告ありましたけれども、それについて市長への質問、またその後、議会としてどのように考えていくかということで、皆さんの意見を取りまとめたいと思っておりますので、14日にはそういったことで会議を持ちたいと思っておりますので、準備をまたよろしくをお願いします。そのときに連絡してありますけれども、先月の全員協議会でわけた資料、病院に関する資料、これを持参していただきたいと思います。これが1点。

もう1点は、先日皆さんで確認しました、IRの勉強会についてですけれども、調整してまいりました結果、22日の本会議採決の日ですけれども、13時から予定しております。お願いしてあったのは、皆さんにお話ししたとおり、あくまでも中立的な立場でIRについて勉強会ができる講師ということで依頼をしてあります。

あわせて、市民への勉強会、報告会というものやるということですから、あくまでも議会への説明会にふさわしい講師ということでお願いがしてありますので、まだどなたかというのはわかりませんが、22日の午後13時ということで予定をお願いしたいと思います。

この2件をお願いします。

それでは、以上で全員協議会を終了します。お疲れさまでした。

[午後 4時55分 閉会]